

熊本県和服裁縫業最低工賃の改正決定に係る熊本地方労働審議会の意見に関する公示

熊本労働局一般公示第1号

令和8年2月25日熊本地方労働審議会から熊本県和服裁縫業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法9条第2項の規定に基づき、令和8年3月12日までに熊本労働局長（熊本市西区春日2-10-1）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和8年2月25日

熊本労働局長 金谷 雅也

記

熊本県和服裁縫業最低工賃の改正決定に係る熊本地方労働審議会の意見要旨

熊本県和服裁縫業最低工賃を次のとおり改正すること。

- 適用する家内労働者
熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる仕立て方に応じ、1枚（帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額

品 目	仕立て方	金 額
振りそで	あわせ	25,800円
留めそで	比翼あわせ	28,600円
訪問着		19,500円
付け下げ	あわせ	17,400円
喪服		15,800円
	ひとえ	13,100円
長着	あわせ	14,500円
	ひとえ	8,200円
羽織		12,900円
道中着	あわせ	11,400円
道行コート		15,700円

雨コート	ひとえ	11,300 円
長じゅばん	無双ひとえ	9,300 円
名古屋帯	8寸まつり	3,700 円
	9寸しん入れ	5,100 円
袋帯	しん入れ	4,600 円
ゆかた	ひとえ	7,200 円

4 効力発生の日 令和8年5月6日

異議申出書

令和8年2月25日貴殿が公示した熊本県和服裁縫業最低工賃に係る地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により、下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容
異議の理由

令和 年 月 日

申出者
住 所
氏 名
職 業

熊本労働局長 金谷 雅也 殿